

TaxFlash

2026年5月 / 第9号



ページ 1

暫定税金還付に関する規制の厳格化

暫定税金還付に関する規制の厳格化

2026年4月30日、財務大臣は、過払い税額の暫定税金還付手続に関する従前の財務大臣規則¹を廃止するPMK-28²を公布しました。

暫定税金還付は、以下の納税者に認められています。

1. 一定の要件を満たす納税者（以下「ゴールデン納税者」）
2. 還付額が少額の納税者（以下「少額還付納税者」）、および
3. 低リスク VAT 課税対象事業者（以下「低リスク納税者」）

これら各区分の詳細については、[TaxFlash No. 05/2018](#)、[TaxFlash No. 14/2019](#)、[TaxFlash No. 04/2022](#)、および[TaxFlash No. 06/2025](#)をご参照ください。

PMK-28では、適用要件がこれまでより厳格になるとともに、行政手続の詳細も新たに明確化されています。主な変更点は以下のとおりです。

1. ゴールデン納税者

ゴールデン納税者に分類される納税者は、所得税および・またはVATの過払い税額について暫定税金還付を受けることができます。このステータスは国税総局（以下「DGT」）により決定され、以下の要件を満たす納税者に適用されます。

- a. 継続して期限内に税務申告書を提出していること
- b. 未納税額がないこと（ただし、正式に分割納付または納付猶予が承認されているものを除く）
- c. 3年連続で、無限定適正意見が付された監査済財務諸表を備えており、かつ、以下の要件を満たしていること
 - ・ 当該財務諸表が、ゴールデン納税者（一定要件を満たす納税者）の認定前に提出された年次所得税申告に添付されていること

1. 財務大臣規則2024年第119号によって最後に改正された財務大臣規則2018年第39号（IBPMK）

2. 財務大臣規則2026年第28号（PMK-28）2026年4月30日公布、2026年5月1日発効

- ・ 純粋な無限定適正意見を受けていること（すなわち、説明区分付きの無限定適正意見は除く）－新
 - ・ 会計上の誤謬またはデータ操作に起因する財務諸表の修正再表示に該当しないこと。なお、この点については、納税者が当該要件を満たしている旨の納税者による宣誓書（Surat Pernyataan Pemenuhan Kriteria Laporan Keuangan dari Wajib Pajak、以下「SPPKLKWP」）により確認－新
 - ・ 認定3か月前以内に税務当局から求められた課税所得または欠損金に関する説明要請について、税法に従って適切に対応済みであること－新
 - ・ 直前3事業年度に係る税務調査の更正額が5%を超えず、かつ、当該更正内容について納税者が同意しているか、または最終的かつ法的拘束力を有する状態となっていること－新
 - ・ 当該監査を実施する公認会計士が、現行規制に基づく5年間の監査従事期間の制限を遵守していること（この点についても、SPPKLKWPによる裏付け）－新
- d. ゴールデン納税者として指定される前の過去5年間に、税務上の登録がなされており、かつ、確定判決により税務犯罪で有罪とされていないこと

上記要件のいずれかに違反した場合には、ゴールデン納税者の指定は取り消されます。

ゴールデン納税者として指定を受けるためには、1月10日までに、納税者ポータルを通じて電子的にDGTへ申請を行う必要があります。申請を受領した後、DGTは適用される要件への適合性を審査し、承認決定書または書面による却下通知を発行します。これらは、申請受領日から30営業日以内（すなわち、従来の1か月から延長され、約1か月半）に発行されなければなりません。

2. 少額還付納税者

PMK-28では、少額還付納税者として認められる納税者の要件が、以下のとおり見直されています。

- a. 事業活動またはフリーランス活動を営んでいない個人納税者で、年次所得税申告において税金の還付ポジションを申告している者
- b. 事業活動またはフリーランス活動を営む個人納税者で、年次所得税申告書において、課税年度の一部または通年で、最大1億ルピアまでの過払い税額を示す年次所得税申告を提出する者
- c. 年間総売上高が0ルピアから50億ルピアまでの法人納税者で、課税年度の一部期間または通年で、最大10億ルピアまでの過払い税額を申告している者、または
- d. 付加価値税（VAT）課税事業者（Pengusaha Kena Pajak、以下「PKP」）で、課税期間について過払い税額を示す月次VAT申告書を提出し、かつ、課税対象となる引渡額が0ルピア超から42億ルピアまでであり、最大10億ルピアの税額過払いを申告している者（従前は最大50億ルピア）

本PMKでは、PKPが課税対象となる引渡しを行っていない場合（すなわち、未だ生産開始前の段階にある場合）には、たとえ月次VAT申告書において、上記d)の基準に定める課税対象引渡額および過払い税額の上限を超えない過払い税額を申告していたとしても、本制度を利用することはできないことが明確化されています。

PKPに対する追加要件

PMK-28では、新たに、還付額が少額のPKPによる仮還付申請について、ゴールデン納税者および低リスクPKPに適用される要件と同様に、DGTによる確認を受けることが要件として追加されました。

この追加要件は、1月から11月までの課税期間に係る還付申請に適用され、当該PKPは、以下のいずれかの活動を行っている必要があります。

- a. 輸出活動
- b. VAT徴収者に対する課税対象物品および・または課税対象サービスの引渡し、および・または
- c. VATが徴収されない課税対象物品および・または課税対象サービスの引渡し

3. 低リスクVAT課税対象事業者

本TaxFlashで取り上げる納税者区分の3つ目は、低リスクVAT課税対象事業者（低リスクPKP）です。ここでいう低リスクPKPとは、各課税期間ごとに暫定税金還付の適用対象となる一定の活動を行う課税事業者を指します。

低リスクPKPには、以下の者が含まれます。

- a. インドネシアの証券取引所に上場している会社
- b. 国有企業（State-Owned Enterprise、SOE）および地方公営企業
- c. 主要通関パートナーとして指定されているPKP
- d. 認定事業者（Authorised Economic Operator）**の地位を有するPKP
- e. 上記a～dに該当するVAT課税事業者以外の製造業者または生産者で、生産活動を行う場所を有する者
- f. 一定の医薬品卸売業者
- g. 一定の医療機器販売業者、または
- h. SOEが直接50%超を保有し、かつ親会社に財務諸表が連結されている会社

PMK-28では、還付額が少額のPKPによる暫定税金還付申請は、少額還付カテゴリーとして処理され、低リスクPKPの区分からは除外されることが明確に規定されています。

従前の規則と同様に、低リスクPKPは、以下のいずれかの活動を行っていなければなりません。

- a. 輸出活動
- b. VAT徴収者に対する課税対象物品および・または課税対象サービスの引渡し、および・または
- c. VATが徴収されない課税対象物品および・または課税対象サービスの引渡し

暫定税金還付を申請する課税期間（事業年度末を含む）において、上記の活動は、少なくとも以下の合計額の80%以上を占めていなければなりません。

- a. 課税対象物品・サービスの引渡し（VATが免除される課税対象物品・サービスおよび・またはVAT非課税の物品・サービスの引渡しを除く）
- b. 輸出活動

また、PMK-28では、低リスクPKPが直近12か月以内に月次VAT申告書を期限後提出した場合、低リスクPKPとしてのステータスが取り消されることも新たに規定されています。

4. その他の規定

- a. ゴールデン納税者が同時に低リスク納税者にも該当し、暫定税金還付申請を伴うVAT申告書を提出する場合、適用される手続は課税期間に応じて異なります。
- 1月から11月までの課税期間については、低リスク納税者に関する規定が適用される、および
 - 12月の課税期間については、ゴールデン納税者に関する規定が適用される
- b. また、過払い税額を示す個人の年次所得税申告であっても、当該過納額が実質的な過払い税額に該当しない場合には、暫定税金還付申請が行われたものとはみなされません。このような還付対象とならない過払いには、以下に起因するものが含まれます。
- DGTの管理システムにおける端数処理差異
 - 政府負担所得税、または
 - 申告誤り（たとえば、第21条所得税の誤った算入、不適切な税額控除の請求（確定税額を非確定所得に係る税額と相殺する場合を含む）、または申告所得と税額控除との不整合）

このような年次所得税申告書については、以下の取扱いとなります。

- 還付請求を行うことはできない
- 税務当局は、還付を目的とした確認または税務調査を実施しない
- これに代えて、過払い税額が存在しない旨を確認する通知が納税者に送付される

- c. DGTは、納税者が予備的証拠調査（Pemeriksaan Bukti Permulaan）または税務犯罪に係る調査（Penyidikan tindak pidana di bidang perpajakan）の対象となっているという情報がある場合、事前還付承認通知書（Surat Keputusan Pengembalian Pendahuluan Kelebihan Pajak、以下「SKPPKP」）を取り消すことができます。ただし、還付金支払命令書（Surat Perintah Membayar Kelebihan Pajak、以下「SPMKP」）がまだ発行されていない場合に限りです。また、SKPPKPに基づいて既に税務還付決定通知書（Surat Keputusan Pengembalian Kelebihan Pembayaran Pajak／SKPKPP）が発行されている場合には、SKPPKPの取消しは、SKPKPPの取消しと併せて行われる必要があります。

5. 経過規定

PMK-28の施行時、すなわち2026年5月1日時点において、以下の取扱いとなります。

- 旧規則に基づき発行された既存のゴールデン納税者の認定は、すべて取り消される
- 影響を受ける納税者は、2026年6月1日から6月10日までの間、または通常の期限までに再申請することができる。当該納税者がPMK-28に基づく新たな要件を満たす場合、申請提出日から30営業日以内、すなわち約1か月半以内に再審査が行われる
- 2026年5月1日より前にゴールデン納税者が提出した暫定税金還付申請のうち、SPMKPがまだ発行されていないものについては、PMK-28に基づき処理される
- 2026年5月1日より前に少額還付納税者および低リスク納税者から提出された未処理の申請については、旧規則に基づき引き続き処理される

Your PwC Indonesia contacts

Abdullah Azis abdullah.azis@pwc.com	Gerardus Mahendra gerardus.mahendra@pwc.com	Raemon Utama raemon.utama@pwc.com
Adi Poernomo adi.poernomo-c@pwc.com	Hasan Chandra hasan.chandra@pwc.com	Raka Putra raka.putra@pwc.com
Adi Pratikto adi.pratikto@pwc.com	Hendra Lie hendra.lie@pwc.com	Riyadi riyadi.riyadi-c@pwc.com
Adrian Hanif adrian.hanif@pwc.com	Hisni Jesica hisni.j.jesica@pwc.com	Runi Tusita runi.tusita@pwc.com
Alexander Lukito alexander.lukito@pwc.com	Hyang Augustiana hyang.augustiana@pwc.com	Ryuji Sugawara ryuji.sugawara@pwc.com
Aman Santosa aman.santosa-c@pwc.com	Irene Satyanagara irene.satyanagara@pwc.com	Sukma Alam sukma.alam-c@pwc.com
Andrias Hendrik andrias.hendrik@pwc.com	Kianwei Chong kianwei.chong@pwc.com	Surendro Supriyadi surendro.supriyadi-c@pwc.com
Angeline angeline.angeline@pwc.com	Lukman Budiman lukman.budiman@pwc.com	Susetiyo Putranto susetiyo.putranto@pwc.com
Angga Wardhani angga.w.wardhani@pwc.com	Made Natawidnyana made.natawidnyana@pwc.com	Sutrisno Ali sutrisno.ali-c@pwc.com
Anton Manik anton.a.manik@pwc.com	Margie Margaret margie.margaret@pwc.com	Suyanti Halim suyanti.halim@pwc.com
Antonius Sanyojaya antonius.sanyojaya@pwc.com	Marlina Kamal marlina.kamal@pwc.com	Tjen She Siung tjen.she.siung@pwc.com
Avinash Rao a.rao@pwc.com	Nicholas Sugito nicholas.sugito@pwc.com	Turino Suyatman turino.suyatman@pwc.com
Ay Tjhing Phan ay.tjhing.phan@pwc.com	Nikolas Handradjid nikolas.handradjid@pwc.com	William Christopher william.christopher@pwc.com
Brian Arnold brian.arnold@pwc.com	Novie Mulyono novie.mulyono@pwc.com	Yessy Anggraini yessy.anggraini@pwc.com
Dexter Pagayonan dexter.pagayonan@pwc.com	Oki Octabiyanto oki.octabiyanto@pwc.com	Yuliana Kurniadjaja yuliana.kurniadjaja@pwc.com
Enna Budiman enna.budiman@pwc.com	Omar Abdulkadir omar.abdulkadir@pwc.com	Yunita Wahadaniah yunita.wahadaniah@pwc.com
Esa Perdana esa.perdana@pwc.com	Otto Sumaryoto otto.sumaryoto@pwc.com	
Gadis Nurhidayah gadis.nurhidayah@pwc.com	Peter Hohtoulas peter.hohtoulas@pwc.com	

www.pwc.com/id



PwC Indonesia



@PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to id_contactus@pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2026 PwC Tax Indonesia. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.